

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）  
 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）

改正案

現行

別表第五（第十一条、第十二条、第十五条、第十六条関係）

五 電子計算機 又はワードプ ロセッサの	二、四（略）	一 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術を行うこと。	特定継続的役務
二月		一月	特定継続的役務提供の期間
五万円又は契約残額の百分の二十に相当する額のいずれか低		二万円又は当該特定継続的役務提供契約に係る特定継続的役務の対価の総額から提供された特定継続的役務の対価に相当する額を控除した額（以下この表において「契約残額」という。）の百分の十に相当する額のいずれか低い額	契約の解除によつて通常生ずる損害の額
一万五千元		二万円	契約の締結及び履行のために通常要する費用の額
二、四（略）		一 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術を行うこと。	特定継続的役務
		一月	特定継続的役務提供の期間
		二万円又は当該特定継続的役務提供契約に係る特定継続的役務の対価の総額から提供された特定継続的役務の対価に相当する額を控除した額（二の項において「契約残額」という。）の百分の十に相当する額のいずれか低い額	契約の解除によつて通常生ずる損害の額
		二万円	契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

操作に関する知識又は技術の教授		い額	
六 結婚を希望する者への異性の紹介	二月	二万円又は契約残額の百分の二十に相当する額のいずれか低い額	三万円

別表第六（第十四条関係）

一・二（略）

- 三 別表第五の五の項に掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げる商品
  - イ 電子計算機及びワードプロセッサ並びにこれらの部品及び附属品
  - ロ 書籍
  - ハ 磁気的方法又は光学的方法により音、映像又はプログラムを記録した物
- 四 別表第五の六の項に掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げる商品
  - イ 真珠並びに貴石及び半貴石
  - ロ 指輪その他の装身具

別表第六（第十四条関係）

一・二（略）